

○神戸市立防疫所手数料条例施行細則

昭和27年4月1日

規則第24号

第1条 神戸市立防疫所において消毒を依頼しようとする者は、次に掲げる事項を口頭又は文書をもって願ひ出なければならない。

- (1) 住所、職業及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 対象物の名称

第2条 神戸市立防疫所手数料条例(以下「条例」という。)第3条の規定による手数料額を次の通り定める。

(1)	建物消毒		手数料額
	使用薬剤名		
	石炭酸	1平方メートル又はその端数ごとに	10円
	クレゾール石鹼液	1平方メートル又はその端数ごとに	6円
	生石炭	1平方メートル又はその端数ごとに	15円
	D・D・T油	1平方メートル又はその端数ごとに	10円
	D・D・T粉末	1平方メートル又はその端数ごとに	3円
	フォルマリン	1平方メートル又はその端数ごとに	15円
	カメレオン	1平方メートル又はその端数ごとに	25円
(2)	井戸消毒	1箇所につき	50円
(3)	屍体消毒	1体につき	150円

第3条 条例第4条の規定により、次の各号の一にあてはまる者に対しては、本人又は保護者からの申請により、手数料を減免することがある。

- (1) 生活保護法の適用をうけている者その他の者で、貧困のため手数料を納付する資力がないと認められたもの
- (2) その他市長において特に必要があると認められた者

前項第1号にあてはまる者が減免申請をしようとするときは、申請書にその居住地を管轄する福祉事務所の長の証明書を添えなければならない。

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則(昭和33年12月11日規則第69号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和34年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則の施行前に従前の規定によりなした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の規定によりなしたものとみなす。

附 則(昭和43年5月1日規則第30号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和43年5月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規則第7号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。